利用例

子どももいないし、老後の生活や自分が死んだあとのことが心配・・・

四万十 花子さん(70歳)

▸1人暮らし ▸子どもはおらず頼れる親族がいない

相談 ↓　↑ 契約

社会福祉法人　四万十市社会福祉協議会

元気なときは…

定期的な訪問や電話連絡により、安否確認や困りごと相談に応じます。

怪我で入院！

入院バッグのお届けや支払の代行、医師説明時の立ち会い等を行います。

お亡くなりになったとき…

葬儀埋葬の執り行いや家財の処分等を行います。

よくある質問

Q 社会福祉協議会はどのような団体ですか？

A 地域福祉の推進を目的として活動している社会福祉法人です。四万十市の委託・補助を受けて公共性の高い事業を実施しています。

Q 一度話を聞いてみたいですが、どうしたらいいですか？

A 下記の問い合わせ先まで気軽にご連絡ください。
相談やサポート計画の作成は無料です。

お問い合わせ先

社会福祉法人　四万十市社会福祉協議会

〒787-0012　四万十市右山五月町8-3
（TEL）0880-35-3011
（FAX）0880-35-5241

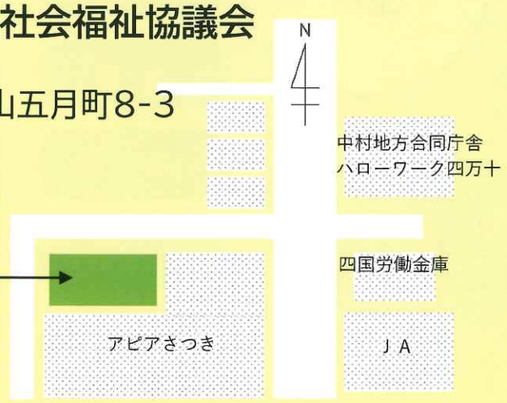

令和４年８月現在

身寄りがなくてこの先の生活が不安・・・

いざというときの助けが欲しい

未来のあんしんサポート事業

未来のあんしんサポート事業は、近くに頼れる親族がいない高齢の方が住み慣れた地域で安心して老後の生活を送れるようサポートする事業です。
日頃の見守りや入院時や入所時の支援、亡くなった後の手続きなど、老後に抱える様々な不安に寄り添います。

社会福祉法人　四万十市社会福祉協議会

サポートの対象となる方

下記の条件をすべて満たす方が対象となります

- ▸四万十市に住民票があり、かつ四万十市内に居住している方
- ▸65歳以上の単身世帯で、支援可能な親族等がいない方
- ▸契約内容を十分理解し、利用を希望される方
- ▸親族等の間で紛争性がない方
- ▸生活保護世帯でない方

サポート内容

見守りや日頃の生活支援を基本に、入院や入所が必要なときには保証人に準じたお手伝いをします。お亡くなりになったときには葬儀埋葬に関する手続きや家財処分手続きなどを行います。

しっかりされている間

かまえて生活サポート事業（生前事務委任契約）

- ◇ 月に2回の電話連絡、2ヶ月に1回の訪問による安否確認を行い、悩みや不安などの相談に乗ります。
- ◆ 預貯金の出し入れ、税金や公共料金の支払い、入院や施設料金の支払いを支援します。
- ◇ 入院や施設入所に必要なセットをお届けします。
- ◆ 医療・介護・福祉サービスなどの契約において職員が同席します。
- ◇ 判断能力の低下が見られましたら、成年後見制度利用の手続きをお手伝いします。
- ◆ その他契約書に基づいた支援をします。

お亡くなりになられた後

ぼっちりやすらかサポート事業（死後事務委任契約）

- ◆ 葬儀や埋葬の執り行いと費用の支払いをします。
- ◇ 賃貸物件などの家財処分手続きや支払いをします。
- ◆ 医療費、入院費などの精算事務をします。
- ◇ SNSや携帯電話などの解約をおこないます。

利用料

契約を締結するまでの相談やサポート計画の作成は無料です。契約締結後のサポートから有料になります。契約締結時には、**年間利用料（12,000円）**と**公正証書作成費用（約22,000円）**が必要です。また、契約時に**預託金**を預かります。
※別途、公正証書遺言の作成が必須です。

判断能力低下前 （しっかりしている間）	**かまえて生活サポート事業** **（生前事務委任契約）**	**年間利用料 12,000円** **（月額1,000円）**
		選択サービス利用時 **1,500円/1時間**
判断能力低下後	成年後見制度利用	家庭裁判所の決定による ※社協とは限りません
亡くなった後	**ぼっちりやすらかサポート事業** **（死後事務委任契約）**	**預託金の1割**

預託金	入院・施設代等清算代	500,000円～
	葬儀・埋葬費用	見積金額による
	その他の費用（家財処分など）	利用内容による

利用までの流れ

相談から利用開始まで３か月程度かかります。

相　談	お電話またはご来所にてご相談ください。
申し込み	申込書を提出していただきます。
審　査	申込書の内容を審査します。
契約準備	担当の職員が契約に必要な聞き取りや書類の確認をしながら、サポートの内容を決めていきます。
公正証書作成	生前事務委任契約公正証書・死後事務委任契約公正証書・公正証書遺言を作成します。
契　約	四万十市社会福祉協議会と契約を結び、預託金を振り込んでいただきます。